

青 警 本 情 第 8 8 号
平 成 3 0 年 1 月 3 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察情報セキュリティに関する訓令及び青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令の制定について

この度、青森県警察情報セキュリティに関する訓令等の一部を改正する訓令（平成30年1月青森県警察本部訓令第2号）を別添のとおり制定し、平成30年3月1日から施行することとしたので、所属職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）の一部改正に伴い、警察情報セキュリティポリシーへの準拠性を確保するため制定したものである。

2 制定の内容

(1) 青森県警察情報セキュリティに関する訓令（平成26年3月青森県警察本部訓令第13号）の一部改正

ア 警察情報セキュリティポリシーの対象となる情報の明確化

警察情報セキュリティポリシーの対象となる情報を「管理対象情報」として新たに定義し、明確化した。

イ 警察情報システムの定義の変更

一般的に「情報システム」という場合には、ネットワーク端末だけでなくスタンドアロン端末を含むほか、伝送機器や電気通信回線、プログラムも含まれるものと解されることから、定義を簡明なものに見直した。

(2) 青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年2月青森県警察本部訓令第5号）の一部改正

警察情報セキュリティに関する訓令の題名が「警察における情報セキュリティに関する訓令」に改められたことから、所要の見直しを行った。

本件：情報管理課指導相談係

青森県警察本部訓令第2号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察情報セキュリティに関する訓令及び青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年1月31日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

青森県警察情報セキュリティに関する訓令及び青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令

(青森県警察情報セキュリティに関する訓令の一部改正)

第1条 青森県警察情報セキュリティに関する訓令(平成26年3月青森県警察本部訓令第13号)の一部を別紙1のとおり改正する。

(青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部改正)

第2条 青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令(平成27年2月青森県警察本部訓令第5号)の一部を別紙2のとおり改正する。

附 則

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

青森県警察情報セキュリティに関する訓令（平成26年 3 月青森県警察本部訓令第13号）
 （傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>(目的) 第1条 この訓令は、<u>警察情報システム及び管理対象情報</u>に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、<u>もって青森県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第2条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>警察情報システム 警察庁及び青森県警察が設置する情報システムをいう。</u></p> <p>(6) <u>管理対象情報 次に掲げる情報をいう。</u> ア <u>警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）</u> イ <u>警察情報システムから出力された情報</u> ウ <u>警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって警察職員が職務上取り扱うもの</u> エ <u>警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報</u></p> <p>(情報セキュリティ管理者) 第3条 (略) 2 <u>情報セキュリティ管理者は、青森県警察における警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括する。</u></p> <p>(情報セキュリティ委員会) 第4条 <u>警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他青森県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、青森県警察に、青森県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p>	<p>(目的) 第1条 この訓令は、<u>警察情報システム及びそれにおいて取り扱われる情報</u>に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、<u>もって警察情報システムに係る情報セキュリティを維持することを目的とする。</u></p> <p>(定義) 第2条 (略) (1)～(4) (略) (5) <u>警察情報システム 警察庁及び青森県警察が設置する電子計算機、情報を伝送するための機器及び電気通信回線並びにこれらの用に供するプログラムからなるシステム並びに青森県警察において警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機であって、警察の業務に関する情報の管理その他の情報の処理を目的として利用されるものをいう。</u></p> <p>(情報セキュリティ管理者) 第3条 (略) 2 <u>情報セキュリティ管理者は、青森県警察における警察情報システムに係る情報セキュリティに関する事項を総括整理する。</u></p> <p>(情報セキュリティ委員会) 第4条 <u>警察情報システムに係る情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、青森県警察に、青森県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p>

2・3 (略)

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、委員会の審議を経て定めるものとする。

(警察職員の責務)

第6条 警察職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 (略)

2 情報セキュリティ監査責任者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 (略)

(略)

2・3 (略)

(情報の分類及び対策の基準)

第5条 警察情報システムにおいて取り扱われる情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 情報の分類及び対策の基準については、情報セキュリティ管理者が委員会の審議を経て定めるものとする。

(警察職員の責務)

第6条 警察職員は、警察情報システム及びそれらにおいて取り扱われる情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 (略)

2 情報セキュリティ監査責任者は、警察情報システムに係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 (略)

(略)

青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年2月本部訓令第5号）
 （傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>(略)</p> <p>(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び第2項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、<u>警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）</u>及び青森県警察情報セキュリティに関する訓令（平成26年3月青森県警察本部訓令第13号）を厳格に適用するとともに、最新の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(特定秘密を取り扱うために用する電子計算機の使用の制限等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項及び第2項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、<u>警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）</u>及び青森県警察情報セキュリティに関する訓令（平成26年3月青森県警察本部訓令第13号）を厳格に適用するとともに、最新の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した対応をとるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(略)</p>